

分科会等参加要領

(目的)

第1条 本要領は、一般社団法人ナノテクノロジービジネス推進協議会（以下「本会」という）定款第8条第2項(1)及び(2)に規定する幹部会員及び一般会員による第46条第1項に規定するその他の委員会等の活動への参加について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要領において、「分科会等」とは、名称にかかわらず、各委員会等の傘下に設置され、調査／研究その他の活動を行う、分科会／研究会／WG等を指すものとする。

(幹部会員による分科会等への参加)

第3条 幹部会員は、特段の制限なく分科会等に参加することが出来ることとする。

(一般会員による分科会等への参加)

第4条 一般会員は、本条に規定する活動登録ポイントを基準として分科会等に参加することが出来ることとする。

(1) 基本ポイント

一般会員に対して、活動登録ポイントとして3ポイントを付与することとし、当該活動登録ポイント1ポイントあたり、いずれかの分科会等に1名を登録することが出来ることとする。

(2) 追加ポイント

上記を上回る活動登録を希望する場合は、追加登録費用として100千円/年を支払うことにより、追加の活動登録ポイント1ポイントを付与することとする。

(一般会員による分科会等への参加の例外)

第5条 第4条の規定にかかわらず、一般会員は、本会が分科会等の新規立ち上げ準備のために設置する準備会、及び以下活動については、登録活動ポイントを要することなく参加出来ることとする。

- ・ナノカーボン実用化WG（全体会合）
- ・オープンイノベーションWG

(分科会等への参加資格の限定)

第6条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、以下の分科会については、当該製品を製造している事業者に限って参加することが出来ることとする。

- ・CNT分科会

(本要領の改廃)

第7条 本要領の改廃は、企画運営推進会議の決議によることとする。

附則

この要領は、令和3年(2021年)10月1日から施行する。

制定(令和3年(2021年)6月3日)

改定(令和3年(2021年)11月10日)

以上